

○ 経済産業省
環境省 令第六号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第十七条及び第十八条三項の規定に基づき、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月三十日

経済産業大臣 林 幹雄

環境大臣 大塚 珠代

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年
経済産業省 令第七号）の一部を次の
環境省
ように改正する。

第十三条及び第十五条中「解体自動車」との下に「、異物が混入し」とあるのは「異物が混入し又は発炎筒が残置され」とを加える。

附 則

この省令は、平成二十八年六月三十日から施行する。